横 浜 市 記 者 発 表 資 料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和５年 12 月 26 日
建 築 局 建 築 防 災 課

狭あい道路（幅員４メートル未満の道路）の後退用地を整備した案件について パトロールを実施しました！

横浜市では、幅員４メートル未満の道路のうち、安全上、特に拡幅が必要な道路を、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「狭あい条例」）」に基づき、「整備促進路線」に指定しています。「整備促進路線」に接する敷地で建替え等を行う方は、道路の中心から２ｍの範囲を道路とみなして整備する後退整備について市と協議し、市が整備費用の一部に助成等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでいます。

平成 29 年９月１日に改正された狭あい条例では、助成を受けて後退整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることを禁止しています。

そこで、助成を受けて整備した後退用地の状況を調査し、引き続き後退用地を適切に維持していただくように、パトロールを実施しました。その結果がまとまりましたので、お知らせします。

１　パトロールの概要

・実施期間　令和５年９月８日（金）～10 月６日（金）
・対象地域　市内全域
・対象物件　狭あい条例に基づき令和４年度に助成金を交付した物件：104 件
・調査方法　委託業者が対象物件を巡回し確認

２　実施結果

96 件については、適切に維持管理されていました。一方、後退用地内にプランター等が置かれている物件が７件、小規模な物置が固定されている物件が１件確認できました。

３　対応

適切な維持管理がされている物件に対しては、引き続き維持していただくようチラシを配布しました。（添付資料１参照）

後退用地内に支障物等がある物件については、後日職員が訪問し、速やかに是正していただくようチラシの配布又は通知文の送付を行いました。（添付資料２参照）

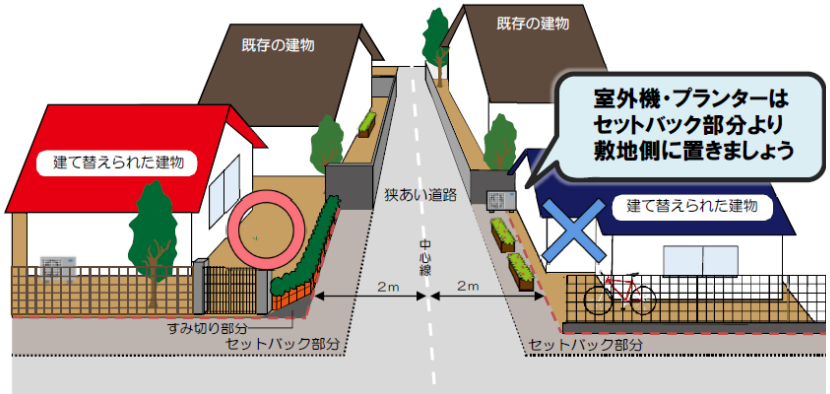

【裏面あり】

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例について

【狭あい道路拡幅整備事業】

横浜市では特に拡幅が必要な道路を「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地では、後退整備について市と協議し、整備費用の一部に助成等を行う「狭あい道路拡幅整備事業」に取り組んでいます。

「狭あい道路拡幅整備事業」では、道路の中心から２mの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成、舗装費用の助成、市による舗装工事を行っています。

【禁止事項】

・助成を受けて拡幅整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることが禁止となります。
・これらに違反すると、市から指導・勧告を受ける場合があります。
・後退用地の形状を変更すると、市から工事費用の返還を請求される場合があります。

【支障物の例】

・緊急車両の通行の支障となるような、容易に動かすことができないもの
（１） 自動車、原動機付自転車
（２）花壇・樹木・生け垣・垣根
（３）鉄柱・車止めブロック・駐輪設備
（４）自動販売機
（５）大型ゴミ収納庫・ベンチ　　など

【後退済みプレート】

横浜市の整備により後退整備を行った場所に、後退済みプレートを設置しています。

これにより、市の管理であることを明確にするとともに、事業のＰＲを行っています。

お問合せ先
建築局建築防災課　がけ・狭あい担当課長　　伊藤　伸　Tel 045-671-2959